

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	みやざきけんさいとし	ふりがな	さいとしのうそんちいきかっせいかけいかく
計画主体名	宮崎県西都市	活性化計画名	西都市農村地域活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和3年度～令和7年度 令和3年度～令和7年度 (令和3年度、令和5年度、令和7年度)	総事業費(交付金)	715,316千円 (325,700千円)
活性化計画目標	「新規就農者定着支援ハウス団地」を整備することで増加する新規就農者数 12人  「新規就農者定着支援ハウス団地」を整備することで増加する地域農産物の販売額 145,710千円	事業活用活性化計画目標	施設における新規就農者数： R3, R5 及び R7 に雇用した各4名の新規就農者が R8～R10 も継続して雇用されるため、R8～R10 の12人×3年=36名/3ヶ年とする。 ① R3 建設：R4～新規就農者4人 ② R5 建設：R6～新規就農者4人 ③ R7 建設：R8～新規就農者4人  施設における地域産物の販売額の増加 【目標値】R8～R10 の平均：149,461千円－【現状値】3,751千円=145,710千円  就農相談会の回数：累計35回 (令和3年度～令和7年度まで)

計画主体 確認の日付	令和 3 年 5 月 26 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-----------------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		本計画では、新規就農者の営農開始を支援する施設「新規就農者定着支援ハウス」を整備することで、今後の農業の担い手となる新規就農者を確保し、施設園芸産地の維持・活性化を図ることを目的としています。また、新規就農者の定着は定住人口の維持・増加にも寄与できることから、基本方針に適合しています。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		「新規就農者定着支援ハウス」の整備は過疎化・高齢化による担い手不足と労働力不足に悩む農村地域に、新たな担い手を確保するための取り組みである。また、団地として整備することで、団地における新たな雇用者を生み出すことになり西都地区における活性化策として妥当と考えます。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標「施設における新規就農者数」は、事業活用活性化計画目標の「農山漁村への定住促進」との整合性はとれています。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		本市における改善計画期間中の活性化計画はありません。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		令和2年3月に策定した「第2期さいと未来創生総合戦略」及び令和2年度中策定予定の「第五次西都市総合計画」において、農業を通じて地域の活性化や雇用の創出、移住・定住人口の増加を目指すこととしており、整合性はとれています。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住	○		「新規就農者定着支援ハウス」の令和3年度予定地について

	民等の合意形成を基礎としたものになっているか			は、既に地権者を含む関係農林漁業者等とも説明を終えており、合意形成済みです。令和 5 年度、7 年度予定地につきましても、施設の規模や設置場所について関係農林漁業者等と協議し、承諾を得ております。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		「第 2 期さいと未来創生総合戦略」の戦略本部会議において、ハウス団地整備計画について審議を受けており、女性の意見を聞く機会はできています。(委員女性数 3/18)
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		事業実施主体である西都農業協同組合並びに市、農業委員会等で構成する「ハウス団地化検討会」を開催するなど、推進体制は確立しています。また、新規就農者の確保・育成のための組織である西都・西米良地域担い手育成総合支援協議会就農支援部会とも連携がとれています。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		ハウス団地の整備により活性化計画の目標である新規就農者の定着を支援でき、新規就農者の増加に繋がることが期待できます。適切な規模で営農することにより、十分な栽培管理ができることから出荷量も増大し、販売額の増加が見込まれます。団地での営農定着により、効果的に雇用も創出できることから雇用人口の確保にも繋がり目標と合致しています。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	○		令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期さいと未来創生総合戦略」及び令和 2 年度策定予定の「第五次西都市総合計画」において、農業を通じて地域の活性化や雇用の創出、移住・定住人口の増加を目指すこととしており、整合性はとれています。
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 ヶ年とし、実施

				は令和3年度、5年度、7年度としています。これは営農自立に向けた訓練を行うトレーニングセンターのトレーニング期間が最大2年間であるため、訓練終了後に団地への入植となることから、事業の実施年度は適切であります。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		<p>令和3年度につきましては、共同利用施設の設置等で農地転用が必要であることから、すでに協議をおこなっており、9月頃までには許可が得られるよう準備をしています。また、農業振興地域内でありますので、転用申請に先んじて、農業用施設用地への用途変更手続きも行う予定です。</p> <p>また、令和5年度及び令和7年度につきましても、候補地が農業振興地域内の農地でありますので、農業用施設用地への用途変更および農地転用許可が得られるよう、担当部署と事前協議を行っております。</p>
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		<p>総事業費：715,316千円  うち付帯事務費：558千円  交付要望額：325,700千円  交付限度額：325,700千円  交付限度額の範囲内であります。</p>
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		<p>法第3条第1号関係：本市の総面積43,879haのうち、37,072haが農林地であり、面積の84%を占めている。</p> <p>平成27年度における国勢調査の産業別就業者数では、1次産業、2次産業、3次産業全就業者14,928人のうち、1次産業者が3,732人で全就業者の25.0%を占め、農業を中心とした1次産業が西都市の重要な基幹産業となっている。</p> <p>法第3条第2号関係：当市の農業従事者数は、就業状態別世帯</p>

				<p>員数によると平成 22 年から平成 27 年の 5 ヶ年間で 19.2%減少しています。また、平成 27 年の農業従事者数に占める 60 歳以上の割合は、前回の農林業センサス (H22) と比べ 44.1%→48.2%となり、農業従事者数の減少と高齢化率が高まっており、このままでは施設園芸産地としての維持に重大な影響を及ぼすことが見込まれます。区域内の農業の活性化を図るには、次代の担い手となる新規就農者を確保・育成し、安心して西都市に移住就農してもらうなどの直接的な対応と共に、生産人口の増加に繋がる雇用の場の創出、またそれによる生産額の増加が効果的であります。</p> <p>法第 3 条第 3 号関係：区域設定については、都市計画区域内の用途地域を除いて設定しており、既に市街地を形成している区域はない。</p>
--	--	--	--	---

## 2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		この交付金を活用して新たにハウス団地施設整備をするものであります。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		ハウス、共同利用施設、産地振興追加補完整備について、宮崎県経済農業協同組合連合会への代行施工を行う予定であり、関係法令、構造検討等、問題ないことを確認します。また、安全性、検査体制についても十分に確保される見通しです。
	実施要領別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁	—		該当なし

	<p>村体験施設のうち滞在施設、㉑の教養文化・知識習得施設、㉒の地域資源活用起業支援施設及び㉓の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>			
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	—		該当なし
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>	—		該当なし
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか</p>	○		<p>新規就農者定着支援ハウス</p> <p>パイプハウス 14 年</p> <p>付属設備 栽培管理用器具 7 年</p> <p>農用井戸 14 年</p> <p>共同利用施設 農機具倉庫 14 年</p> <p>集荷センター・管理棟 17 年</p>
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）</p>	○		農山漁村振興交付金費用算定要領に基づき費用効果分析を行っています。
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか</p>	○		投資効率は 1.25 であり、1.0 以上になっています。

2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		本地区は特定農山村、振興山村（一部）の五法指定地域であり、事業実施主体は西都農業協同組合であることから、実施要領別表3に定める要件を満たしています。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		事業主体は西都農業協同組合であり、整備する施設は全てリース方式で新規就農者へ貸し出すことから、維持・管理、目的外使用の恐れ、すべて問題はありません。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—		該当なし
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		類似施設の利用状況等も踏まえ、利活用を検討しています。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		入植予定の新規就農者と施設利用についての検討会議等を行っており、共同利用施設の利用形態も検討しています。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		施設整備予定地には先進農家（研修先）も隣接し、周囲の農家も理解済みで良好な関係を築いています。また、施設の規模や設置場所についても地元農家との協議で決定しているため検討済みです。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○		「新規就農者定着支援ハウス」を整備することで、さらなる新規就農者が増加するよう、新規就農者の確保・育成のための組織である西都・西米良地域担い手育成総合支援協議会就農支援部会を中心に就農相談会の参加やHPでの推進を図っていきます。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための	○		当初（R3）入植予定4名は男性であるが、うち一組は夫婦であ

	取組がなされているか			り、共同利用施設の運営には女性も参画する予定で、トイレ、更衣室など女性が利用するのに問題ない整備を行う予定です。また、次年度以降には女性農業者の可能性もあるので、女性が積極的に参加できる環境づくりに努めます。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		事業主体側で近年の類似事業から概算事業費を算出。ハウスの仕様や施設整備規模など規模決定根拠に基づき設計しています。農道改修及び用排水路の整備については、土地改良事業等請負工事積算基準に準じて積算しています。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		設計時にハウス整備の仕様、導入設備の内容等を精査し、コストダウンを行っています。ハウス建設費の低減に向けた検討会議を行っています。 また共同利用施設として整備することにより導入コスト、維持管理費等の削減・逡減だけでなく、団地内における雇用の調整や労働環境整備、女性参画促進、GAPをはじめとする各種事業への取り組みを図ることが期待されます。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		附帯施設については、施設利用者の駐車場を整備しますが、舗装等はおこなわず、砂利敷による簡易駐車場とします。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		汎用性の高いものは事業対象外としています。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		整備予定地は、土壌的に栽培に適しているなど好条件の土地であり出荷場も近いなど利便性も非常に高く施設整備予定地として適正と考えます。

2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		整備予定地の地権者を含む関係農林漁業者等の同意をいただいでおり、近々売買契約を実施する予定です。令和5年度、7年度予定地につきましても、施設の規模や設置場所について関係農林漁業者等と協議し、承諾を得ております。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	—		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	○		共同利用施設 集荷センター 140㎡×3棟=420㎡ 管理棟 40㎡×3棟=120㎡ 農機具倉庫 60㎡×3棟=180㎡
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)	○		集荷センター・管理棟 133,834円/㎡<290,000円/㎡ 農機具倉庫 14,410円/㎡<290,000円/㎡
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとな			

	っているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—		該当なし
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—		該当なし
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—		該当なし
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—		該当なし
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		西都農業協同組合が事業主体であり、資金計画等について十分に協議済みです。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		コスト削減（建設費）の観点から一般競争入札または指名競争入札を実施する予定であります。ただし、設計段階において一般競争入札にそぐわない事例がでてきた場合は十分に検討のうえ適切な入札方式を決定します。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		ハウス及び共同利用施設ともにリース方式にて新規就農者に貸し出す予定であり、利用者と施設管理に関する規約等締結する予定で、管理運営に関して適切に指導を行います。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		事業主体である西都農業協同組合において収支計画、リース計画を策定済みですが、理事会、建設委員会、JA総代会で4月の審議通過後に正式承認される予定です。また、その審議課程において適正なものであるか検討されます。

2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○		他の事業との合体施策ではありません。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○		重複申請の予定もありません。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		施設園芸施設の農業用ビニールハウスではありますが、その整備目的は新規就農者が安心して営農を開始し、定着するためのものであり、定住人口の確保を主たる目的としております。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		資金力に乏しい新規就農者が安定した営農を進めるためには、費用が抑制されかつある程度の耐候性のある AP 改良型 2 号ハウスでの整備が適当であります。この AP 改良型 2 号ハウスを整備するには、他の施策では交付対象となりません。また、附帯施設は他の施策で交付対象となるものではなく、道路や用排水路につきましても、他の施策では事業実施スケジュール及び令和 4 年 7 月からの新規就農者の営農開始時期に支障をきたすおそれがあるため、本施策での実施が必要です。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—		該当なし

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。